

山口県公衆衛生医師募集案内

山口県では、保健所や県庁などで勤務していただける公衆衛生医師を募集しています。
専門分野や保健所等での勤務経験は問いません。
採用は、随時行っています。詳細につきましては、以下の点をご参照ください。
業務内容や給与・休暇制度など不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

募集概要

募集内容	公衆衛生医師 正職員 数名程度
採用方法	書類審査（履歴書、医師免許の写し）の上、面接により選考
採用時期	合格者と調整の上、決定
応募資格	医師免許取得者で年度末年齢が原則として60歳以下の方 ※平成16年4月1日以降に医師免許を取得した方は、臨床研修を修了していること 地方公務員法上の欠格条項に該当しないこと
勤務場所	県内8保健所（岩国・柳井・周南・山口・防府・宇部・長門・萩）、 環境保健センター、精神保健福祉センター、県庁など
給与等	〔給料〕 初任給（給料月額）は、297,000円（大学6年卒業後臨床経験2年の場合）です。 また、免許取得後の実務経験を有する場合は、経験年数に応じて決定します。 〔諸手当〕 上記(1)給料のほか、初任給調整手当（免許取得後16年未満の場合は、309,200円（地域により369,500円））、扶養手当、地域手当（16%）、住居手当、通勤手当等が支給されます。 また、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）として年間4.50月分が支給されます。 (令和6年4月1日現在) 【年収の目安】 医師免許取得後、臨床経験2年、県職員採用後10年の場合 年収約1,400万円（役職は保健所長を想定）
勤務時間	原則、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（休憩60分）
休日	土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇20日（4月採用者は15日）あり、未使用日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができ、時間単位での取得も可能 このほか、特別休暇（夏季、子の看護等）や介護休暇、育児休業等の制度あり
研修制度	保健所長の要件を満たさない方は、原則として、採用後に国立保健医療科学院の専門課程を受講していただきます。

公衆衛生医師として働くことのメリット

Point 1 魅力ある公衆衛生医師の業務

- 疫病予防や保健の施策に携わり地域住民の健康を守ることができる
- 自然災害や感染症などによる健康被害の拡大を防ぐことができる
- 組織や制度、社会全体に影響する仕組みを動かすことができる
- 疫学などの社会医学の知識を活かすことができる
- 他職種の仲間とともに仕事に取り組む充実感を得ることができる

Point 2 ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境

公衆衛生医師の職場は、多くの場合、緊急時以外の夜勤・当直がありません。

また、育児や介護のための休暇や支援制度の充実など、仕事と家庭の両立が可能な職場環境が整っています。

公衆衛生医師の業務内容

公衆衛生医師の携わる業務は、感染症、生活習慣病やがんの予防、母子保健、精神保健、食品や環境などの生活衛生、医療・薬事といった事業や、地域包括ケア、健康危機管理など、多岐にわたり県民の保健を支えています。

県庁における業務

県庁では、県の各種施策の企画立案を行っています。具体的には、県全体の健康や保健衛生に関する計画づくり、保健・医療・福祉に関わる条例の制定、予算計画、県議会対応や保健所業務の調整などを行います。

保健所における業務

保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点となる機関です。具体的には、管内市町と協力し、医療機関や医師会等の関係機関と調整を行い、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的な業務などを行います。

環境保健センターにおける業務

環境保健センターは、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための県の保健衛生行政の科学的・技術的な中核的機関です。具体的には、感染症、食中毒病原体の検出、解析を行い、公衆衛生対策の科学的根拠を提供します。また、検査法等に関する調査研究、保健所等の技術研修、公衆衛生情報の収集、提供を行います。

精神保健福祉センターにおける業務

精神保健センターは、精神保健福祉に関する技術的中核機関として位置付けられています。具体的には、相談を受ける職員への指導、保健所や市町、関係機関の職員への技術指導や研修、県民向けの普及啓発、調査研究、手帳や自立支援医療の判定などを行います。

山口県で働く公衆衛生医師からのメッセージ

山口県周南環境保健所
所長 越智 裕昭



医師としての専門知識や技術をもとに地域社会全体にアプローチするやりがいのある仕事です

小児科医として約10年間病院で勤務した後、令和2年度から山口県の公衆衛生医師として保健所で勤務しています。

患者さん一人一人に向き合う臨床はもちろん魅力的で社会に必要不可欠な仕事ですが、公衆衛生は感染症や生活習慣病にマクロな視点から対応し、医療機関を訪れる患者さん以外にもアプローチすることができます。住民全体の健康レベルを向上させることで、より良い社会づくりに貢献することができます。住みながら日々の業務に取り組んでいます。

保健所内には医師は所長である自分一人しかいませんが、県内の先輩公衆衛生医師からサポートを得ることができます。また業務に必要な研修は入職後に十分に受けることができますので事前知識も必要ありません。臨床で得られた知識や経験は行政においても大いに役立っています。



新型コロナウイルス感染症に対応する様子がメディアを通じて多くの人の目に触れたことで、保健所の仕事内容を知った方も多と思います。しかし保健所では感染症などの健康危機管理だけでなく、健康づくりや衛生環境の維持など幅広い分野を取り扱っています。

もっと詳しく公衆衛生医師について聞いてみたいという方、実際の保健所について見学してみたいという方は、ぜひ一度お気軽にお問い合わせしてみてください。

山口県柳井環境保健所
所長 玉野井 徹彦



公衆衛生医師だけではなく
臨床医としても働いています

地元の役に立つ医師になりたいという思いから、家庭医療・総合診療専門医になり、診療所で外来診療や訪問診療をしながら、医学生や研修医の教育・指導も行ってきました。その中で、目の前の患者さん以外にも困っている方がたくさんいるのではないかと思います。地域全体を見ることのできる仕事をしてみたいと感じるようになりました。

そんな時、県から保健所長と臨床医どちらもやるスタイルで働いてみませんか？と提案があり、現在は、午前中は診療、午後は保健所という働き方をしています。臨床医として患者さんを通じて地域を理解するだけでなく、保健所の視点で地域を見ると、アプローチがよりの確になってきました。

また、普段接することがない方々と話をする機会も得られ、新しい発見や自身の振る舞いを振り返る事ができ、日々の成長を感じています。それだけでなく、地域の「当たり前」の安全安心を支えるために行政がどのように動いているのか知ることができたことも大きな学びでした。

臨床も捨てがたいが公衆衛生医師もやってみたい方、新しい事に挑戦してみたい方はぜひ相談してみてください。きっとあなたに合わせた柔軟な働き方を提案してもらえそうです。



山口県の保健所等の設置状況について

■ 山口県内の保健所等

①岩国環境保健所	岩国市三笠町1丁目1-1
②柳井環境保健所	柳井市南町3丁目9-3
③周南環境保健所	周南市毛利町2丁目38
④山口環境保健所	山口市吉敷下東3丁目1-1
⑤防府保健所	防府市駅南町13-40
⑥宇部環境保健所	宇部市琴芝町1丁目1-50
⑦長門環境保健所	長門市東深川1344-1
⑧萩環境保健所	萩市江向河添沖田531-1
⑨環境保健センター	葵庁舎 山口市葵2丁目5-67
	大歳庁舎 山口市朝田535
⑩精神保健福祉センター	山口市吉敷下東4丁目17-1



Q & A よくある質問にお答えします

Q 1 山口県で働く公衆衛生医師の人数を教えてください。

A 1 令和6年4月1日現在、保健所及び本庁等合わせて11名です。

Q 2 学会に参加することができますか？

A 2 事前に所定の手続きを取って許可を得ることで参加することができます。
また、業務に関係する学会等に参加する場合は、助成制度があります。



Q 3 専門が公衆衛生ではありませんが大丈夫ですか？

A 3 臨床での経験は、公衆衛生の場面においても活かすことができます。

公衆衛生医師には幅広い知識が求められますが、業務に必要な知識については、採用後の業務経験や研修などにより獲得可能です。

Q 4 もっと詳しく仕事の内容を聞きたいので、公衆衛生医師から直接話を聞いたり、見学することはできますか？

A 4 個別に仕事の内容の説明等を実施いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

山口県健康福祉部厚政課総務管理班

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2710

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp